

令和4年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)
閑散期誘客促進メディアプロモーション／SDGs推進企画コンペティション
仕様書

1. 業務名

令和4年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)
閑散期誘客促進メディアプロモーション／SDGs推進企画コンペティション

2. 業務目的

公募型企画コンペティションにより委託事業者を決定した上で、「～暮らしに根付いたSDGs～」をコンセプトに宮古圏域の魅力をPR、誘客促進を図る。

3. 委託期間

契約締結の日から令和5年1月31日まで

4. 提案額の上限

提案額の上限は2,000,000円(税別)の範囲内とする。ただし、この金額は企画提案のために提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

5. 委託内容

(1) 宮古圏域の魅力を発信し、誘客促進を図るための効果的なプロモーション展開と手法の提案

※宮古圏域とは以下の地域を指すものとする。

宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島、大神島、多良間島、水納島

(2) 業務全体の効果測定

(3) 業務完了報告書等の作成

①業務効果と共に、業務全体の分析・報告を取りまとめること。

②業務にかかった費用内訳と、業務遂行に必要と認められる経費については証憑類を提出すること。

(4) 宮古島観光協会(以下当協会)と協議の上、その他業務遂行に必要と認められるもの

6. 企画提案内容

(1) 業務目的、コンセプトに応じたプロモーションの企画及び実施

①宮古圏域内で実施する人と暮らしを通し、宮古圏域の魅力を発信、誘客促進を図るための効果的なプロモーションの実施

- ②新型コロナウイルス感染症拡大状況を鑑み、コロナ禍でも効果的にリーチできるプロモーション方法及び企画代替案も用意すること。
- ③宮古圏域プロモーションのコンセプトを加味した内容とすること。

コンセプト	<p>【先人から学ぶ宮古圏域本来の魅力を再発見】</p> <p>～暮らしに根づいた SDG s ～</p> <p>日常を離れ、宮古圏域の自然や歴史文化にふれ、人々との交流を行うことで、食や、伝統文化等の地域に根付いたエシカルな暮らしを通して、心身共に豊かになる、新たな宮古圏域の魅力を提案する。</p>
-------	--

- (2) 市場動向に基づいた効果的なプロモーション展開と手法の提案
 - ①宮古圏域ならではの「～暮らしに根付いた SDG s～」に焦点をあてたコンテンツを用いて魅力を訴求すること。
 - ②プロモーションの構成、メディア（WEB、SNS、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、交通広告等）を活用したプロモーション展開すること。
 - ※提案にあたっては各メディア等の仮承認（実現性の承諾）を得ること。
- (3) 業務全体の効果測定手法の提案
- (4) 業務スケジュールの提案
- (5) 企画実施体制の提案

7. 提出すべき成果物等

成果物等の一覧（一例）

項目	内容
① コンテンツ及び素材データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成した WEB 記事等の電子データ及び本業務で使用した映像及び画像等の素材の電子データを USB にて提出・・・2部 ・ 成果物、映像及び画像素材の PDF データ（確認閲覧用）・・・2部
② PR ツール	本業務で作成したパンフレット・ポスター・ノベルティ等（各5点）
③ 業務完了報告書	本業務の効果を検証した報告書2部及びデータでの提出
④ その他	業務実施にあたって製作した成果物（各2点）

※業務における成果物等については、メインロゴとして「Be.Okinawa」のロゴ、必要に応じて「沖縄県・(一社)宮古島観光協会」のクレジットを掲示すること。(Be.Okinawaのロゴは契約締結後に当協会よりデータを提供する。)

8. スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

(1) 掲載・発信時期：令和4年10月

(2) 成果物及び業務完了報告書の提出：業務実施終了後30日以内

(最終提出日：令和4年12月16日(金))

※ただし新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、当協会と協議の上、スケジュールに変更が発生する場合がある。

9. 契約不適合責任

当協会への成果物等の引渡日から起算して1年の間、業務内容に適合しない場合や不具合があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行う責任を負うこと。

10. 著作権等

(1) 当業務における成果物の著作権、著作隣接権等の知的財産権は全て当協会に帰属するが、「令和4年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)」終了後は、全て沖縄県に帰属する。

(2) 著作者人格権については行使しないものとする。

(3) 本業務実施にあたり、成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めて全て受託事業者において責任を負うものとする。

11. 注意事項

(1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画内容を全て実施することを保証するものではない。

(2) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。

(3) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。

(4) 本業務にて作成し、各媒体へ掲出する内容については、受託事業者が責任を持って文字校正及び内容の確認を行い、必要に応じて当協会も校正を行う。

(5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる。

(6) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

(了)